

めぐみこども園施設評価チェックリスト

2020/3/1

<評価方法> 十分できている…◎ できている…○ 努力が必要…▲ 出来ていない…×		◎	○	▲	×
No.	チェックシート	評価			
I 人権尊重・説明責任・情報保護・苦情処理					
子どもの人権条約の遵守、ならびに本市が制定した「すこやか宣言」を尊重し、子どもの最善の利益を追求する。					
Q1	子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している。	8	10		
Q2	性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	18			
保護者や地域の子育て家庭に、こども園の役割や保育内容について情報提供をする。					
Q3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	2	16		
Q4	保護者が意見を述べやすい体制が確保されている。	18			
保育にあたり知り得た子どもや保護者の情報は、正当な理由なく漏らしてはならない。					
Q5	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	18			
Q6	遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。		15	3	
保護者からの信頼を高め、福祉サービスの質の向上に向けた取り組みの一環として、保護者等からの苦情や意見等に対して、迅速に対応を進める。					
Q7	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、迅速に対応している。	18			
Q8	苦情解決の仕組みが確立され、十分に周知・機能している。	15	3		
II 保育内容・食育					
一人ひとりの子どもの置かれている状態、及び家庭・地域社会における生活の実態を把握するとともに、子どもを温かく受容し、適切な保護・世話をし、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるようにする。					
Q9	保育計画が保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。	2	16		
Q10	指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき指導計画を改定している。	14	4		
Q11	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	18			
Q12	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	14	4		
Q13	基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。	18			
Q14	身近な自然や社会と関わられるような取り組みがなされている。	3	15		
Q15	さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	15	3		
Q16	遊びや生活を通して、人間関係が育つよう配慮している。	18			
Q17	乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	18			
食事は子どもの身体的成長の基本であり、心豊かに食を楽しみ、自然の恵みに感謝し、子どもの命を守る大切な事項である。年齢にあった調理方法や栄養のバランスはもとより、食習慣の確立・栄養教育・心の健康づくりという目的に応じて一人ひとりの子どもに配慮する。					
Q18	食育を通して、こどもたちが食事を楽しむことができる工夫をしている。	18			
Q19	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	18			
Q20	食物アレルギーは、個別に配慮し食事を提供している。	18			
Q21	文化、習慣の違いなどの個別に配慮した食事を提供している。		18		

Ⅲ 保護者・在宅子育て家庭への支援と要保護児童・特別な支援を要する子どもへの対応				
保護者との信頼関係を築き、子どもの最善の利益を考慮した保育ができるよう、育児相談や懇談会・家庭連絡等を充実する。				
Q22	一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談等を行っている。	17	1	
Q23	家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	18		
Q24	子どもの発達や育児等について、懇談会等の話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	18		
多様な子育てニーズや地域の住民が求める援助を把握し、それに基づいた事業・取組を実施していく。				
Q25	地域の福祉ニーズを把握している。	1	5	12
Q26	地域の福祉ニーズに基づく事業・取組が行われている。	1	5	7
児童虐待の兆候を見逃さないよう、保護者や子どもの様子に細心の注意を払う。万が一、虐待が疑われるような場合には、情報が施設長に必ず届くような体制を整えている。				
Q27	虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに園長まで届くようになっている。	18		
Q28	虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について児童相談所等の関係機関に照合、通告を行う体制が整っている。	18		
インクルージョンを基本に保護者や職員間で共通認識を持ち、巡回発達相談員、専門機関と連携しながら、子どもの発達を保証する。				
Q29	環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	13	5	
子育てや関連機関に関する情報を交換するとともに、園施設の提供、研修等の支援、保育の補完など支援していく。				
Q30	地域における子育て支援の情報やこども園の行事への参加をよびかけている。	5	4	2
Q31	保健師等の保育の補完を支援している。	18		
Q32	支援学級や研修への参加を呼びかけ、情報の交換をする。	3	15	
Ⅳ 環境・衛生管理と健康支援				
施設的环境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備、用具等の衛生管理に努める。また、子どもおよび職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持向上に努める。				
Q33	子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	15	3	
Q34	生活の場に相応しい環境とする取組を行っている。	10	8	
子どもの健康状態、ならびに発達状態を把握する。また、疾病への対応は適切に行い、保護者ならびに全職員に周知し、必要に応じて関係機関も含め情報を共有する。				
Q35	登園時や保育中の子どもの健康管理はマニュアルなどがあり、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	15	5	
Q36	園児の疾病等の事態に備えて、適切な管理の下に対応できるようになっている。	18		
Q37	検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保護者に反映させている。	18		
Ⅴ 研修計画・小学校との連携と地域との交流				
保育の質の向上のために定めた目標に向け、組織として目的意識をもった研修計画を策定し、その基本姿勢を計画の中に明示すると共に取組みを実施する。また、全市的な視点をもって資質向上の取り組みをする。				
Q38	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	5	13	
Q39	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。		2	13
Q40	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。		3	15
子どもの連続的な発達などを考慮して、互いに理解を深めるようにするとともに、子どもが就学に期待感を持ち自信と積極性を持って生活で				
Q41	小学校との間で、小学生と園児とが行事などで交流する機会を設けており、職員間の話し合い、研修などの連携体制が整備されている。		15	3
Q42	要録の作成並びに就学校との就学前情報交換を行っている。	18		
こども園が地域社会の一員としての社会的役割を果たすと共に、地域の協力の中で子どもが育つような取組を行う。				
Q43	地域との関係が適切に確保されている。	3	15	
Q44	こども園が有する機能を地域に還元している。		10	8
Q45	実習やインターンシップを積極的に受け入れている。	10	8	